

島本町既存木造（戸建）住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱

（平成27年4月1日）
最近改正 令和6年3月29日

（目的）

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）の趣旨に鑑み、島本町（以下「町」という。）の区域内に存する木造住宅（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下同じ。）の耐震診断を実施する所有者に対して、予算の範囲内において、島本町既存木造（戸建）住宅耐震診断技術者派遣事業（以下「派遣事業」という。）による耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行うことによって耐震化を促進するとともに、地震に対する安全意識の向上を図り、町内の地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、一戸建ての住宅に該当するもの（店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の延床面積が2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 耐促法第4条第2項第3号の指針に基づき行う診断をいう。
- (3) 耐震診断技術者 原則として、次に掲げる建築技術者（当該技術者が所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所及び建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者を含む。）をいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会主催木造耐震診断資格者講習を受講し、受講修了証明書の交付を受けた者
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会主催木造住宅の耐震改修技術者講習会を受講し、耐震改修技術者講習会受講修了証の交付を受けた者
 - ウ 公益社団法人大阪府建築士会主催既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者
 - エ その他町長がアからウまでに掲げる者と同等以上の技術を有すると認めた者

（派遣対象木造住宅）

第3条 派遣事業の対象となる木造住宅（以下「派遣対象木造住宅」という。）は、法の規定に適合し、次の各号に掲げる要件に該当する建築物とする。ただし、既にこの要綱及び島本町既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱に基づき耐震診断を受けたものを除く。

- (1) 原則として、昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたものであること。
- (2) 現に居住しているもの、及びこれから居住又は使用しようとするものであること。

（派遣対象者）

第4条 派遣事業の対象となる者（以下「派遣対象者」という。）は、前条に規定する派遣対象木造住宅の所有者とする。ただし、島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者である者を除く。

（事業内容）

第5条 町は、派遣対象木造住宅の耐震診断を実施するにあたり、派遣対象者が耐震診断技術者の派遣を希望する場合において、耐震診断技術者を派遣するものとする。

（派遣事業の申請）

第6条 耐震診断技術者の派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、耐震診断を実施する前に、島本町既存木造（戸建）住宅耐震診断技術者派遣事業申請書（様式第1号）に必要書類を添えて町長に申請しなければならない。

（派遣事業の決定及び通知）

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、耐震診断技術者の派遣を決定し、島本町既存木造（戸建）住宅耐震診断技術者派遣決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、耐震診断技術者の派遣について条件を付することができる。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないことを決定したときは、前項に規定する通知書により当該申請者に通知するものとする。

（耐震診断の着手）

第8条 派遣された耐震診断技術者は、前条第1項の規定により派遣の決定を受けた者（以下「派遣決定者」という。）が、当該通知書を受け取った日から90日以内に、耐震診断に着手するよう派遣決定者と調整し、着手したときは直ちに島本町既存木造（戸建）住宅耐震診断技術者派遣事業耐震診断着手届（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

（派遣事業申請の取下げ）

第9条 派遣決定者は、事情により耐震診断を中止する場合は、耐震診断の着手までに島本町既存木造（戸建）住宅耐震診断技術者派遣事業申請取下届（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届け出があったときは、第7条第1項の派遣の決定が取り消されたものとみなすものとする。

（耐震診断の報告）

第10条 派遣された耐震診断技術者は、耐震診断終了後、島本町既存木造（戸建）住宅耐震診断技術者派遣事業耐震診断報告書（様式第5号）に必要書類を添えて、町長に報告するとともに、派遣決定者に耐震診断の報告を行わなければならない。町はこの報告を確認し、適正なものと認めたのち速やかに、前項に定める額を耐震診断技術者に対して支払うものとする。

（費用負担）

第11条 診断費用については、町が1戸につき50,000円を耐震診断技術者に支払い、残りは派遣決定者が負担するものとする。

2 町は、前条の報告を確認し、適正なものと認めたのち速やかに、前項に定める額を当該耐震診断技術者に対して支払うものとする。

（決定の取消し）

第12条 町長は、派遣決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、派遣決定者の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により派遣の決定を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2) 派遣事業の決定に付した条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、島本町既存木造（戸建）住宅耐震診断技術者派遣事業取消通知書（様式第6号）により派遣決定者に通知するものとする。

（町の負担額の返還）

第13条 町長は、前条の規定により派遣の決定を取り消した場合において、既に町が第11条第1項に基づき負担している額を、島本町既存木造（戸建）住宅耐震診断技術者派遣事業返還命令書（様式第7号）により、期限を定めて返還を命じるものとする。

（派遣申請者に対する措置）

第14条 町長は、派遣申請者に対して、住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、派遣事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。